

平成 30 年度補正

「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」

## よくある質問

### <交付申請について>

質問 1：どのような事業者が補助対象者となりますか。

質問 2：交付申請で同一の事業者は何回まで応募できますか。

質問 3：開業したばかりの事業者も交付申請を行えますか。

質問 4：IT 導入支援事業者が補助事業者として交付申請することは可能ですか。

質問 5：リースは補助対象となりますか。

質問 6：どのような経費が補助対象となりますか。

質問 7：交付申請の公募期間を教えてください。

質問 8：国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。

質問 9：交付申請時に必要な添付書類を教えてください。

質問 10：個人事業主として交付申請を行う予定です。旧姓で事業を行っているため、添付書類と申請上の姓名が一致しませんが、どうすればいいですか。

質問 11：「法人の履歴事項全部証明書」「住民票」に有効期限はありますか。

質問 12：交付決定の通知はどのように行われるのでしょうか。

質問 13：会社法人等番号と法人番号は同じものですか。

質問 14：個人事業主のため、法人番号がありません。どのように記載すればいいですか。

質問 15：従業員数に役員は含まれますか。

質問 16 : 従業員数にパートやアルバイトは含まれますか。

質問 17 : 自社の業種はどのように確認すればいいですか。

質問 18 : 自社の業種が複数となる場合、どの業種を記入すればいいですか。

質問 19 : 独自指標の伸び率の基準を教えてください。

質問 20 : 交付申請の審査は、随時行うのでしょうか。

質問 21 : 事務局へ送信した交付申請の内容が誤っていたことに気付いたため、修正または削除したいのですが。

質問 22 : 一次公募で不採択だった場合、二次公募で申請可能ですか。

質問 23 : 事業実績報告とは何を報告するのでしょうか。

質問 24 : 事業計画書に記載した労働生産性向上や独自指標の目標が未達だった場合、交付が取り消されることがありますか。

質問 25 : 「申請マイページ」とは何か教えてください。

質問 26 : 「法人インフォ」とは何か教えてください。

質問 27 : 「経営診断ツール」とは何か教えてください。

質問 28 : 公募要領 P.4 申請要件 (カ) に記載されている「“第三者”による総括的な確認」とは何ですか。

質問 29 : 「SECURITY ACTION」とは何か教えてください。

質問 30 : 固定資産税ゼロの特例を措置した自治体とは何か教えてください。

質問 31 : 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画とは何か教えてください。

質問 32 : 「地域未来牽引企業」とは何か教えてください。

質問 33 : 「おもてなし規格認証 2019」の認定の取得は必須ですか。

質問 34 : 「クラウドを利用した IT ツール導入の検討」とは何か教えてください。

質問 35 : HP 制作は補助対象にならないのですか。

質問 36 : 補助対象となる IT ツールは新規導入のみですか。

質問 37 : 携帯電話番号の登録が必須なのは何故ですか。また、事務局からはどのような連絡がくるのでしょうか。

質問 38 : 社会福祉法人の場合は、資本金欄に何を入力すればいいですか。

改訂履歴：回答 7 に交付申請一次公募の締め切り時間を追記

回答 9 に「電子納税証明書「納税証明データシート等」は認められない」旨を追記  
質問 38 を追加

回答 7 に交付申請二次公募の期間を追記

**質問 1**：どのような事業者が補助対象者となりますか。

**回答 1**：本補助金の補助対象者は、下記申請要件を満たしており、日本国内で事業を行う中小企業・小規模事業者等に限りです。

- (ア) 交付申請時点において、日本国において登録されている個人又は法人であり、日本国内で事業を行っていること。
- (イ) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★ 一つ星」または「★★ 二つ星」いずれかの宣言を行うこと。また、宣言内容の確認に際し事務局が一部の交付申請情報を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と共有することに同意すること。
- (ウ) 交付申請に必要な情報を入力し、添付資料（本要領 3 - 2 参照）を必ず提出すること。
- (エ) 交付申請の際、1 申請事業者につき、1 つの携帯電話番号を登録すること（登録された携帯電話番号宛てに SMS にて、申請に必要なパスワード等の通知を行う）。また、登録された携帯電話番号に対し事務局からの連絡があった際には応じること。
- (オ) 補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、3 年後の伸び率 1 %以上、4 年後の伸び率 1.5 %以上、5 年後の伸び率 2 %以上となるよう、数値目標を作成すること。
- (カ) 交付申請の内容については、IT 導入支援事業者を含む“第三者”による総括的な確認を受けること。
- (キ) IT 導入支援事業者と確認を行ったうえで、生産性向上に係る情報（売上、原価、従業員数及び就業時間）等を事務局に報告すること
- (ク) 補助事業に係るすべての情報について、事務局から国に報告された後、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意すること。また、補助事業を通じて成し得た成果を事例として公開する場合がある。事例の調査協力については、特段の事情がない限り協力すること。（事例の公開内容及び範囲については、個別で随時合意を得るものとする）

※詳しくは「公募要領」P.3 をご確認ください。

**質問 2**：交付申請で同一の事業者は何回まで応募できますか。

**回答 2**：①募集期に関わらず、平成 30 年度補正の本事業を通して 1 法人につき 1 度のみご応募（及び交付決定を受ける）いただけます。ただし、いずれかの募集期で不採択となっている或いは辞退等で交付申請の取下げ（交付決定後の補助事業含む）を行っている場合はその限りではありません。

②法人が申請を行う場合、支社や支店・営業所単位からの個別申請は受け付けられません。

質問 3：開業したばかりの事業者も交付申請を行えますか。

回答 3：交付申請時の必要書類が提出できるのであれば申請可能です。事業立ち上げ時の計画数値等を参考に労働生産性の目標値を設定し、ご申請ください。

質問 4：IT 導入支援事業者が補助事業者として交付申請することは可能ですか。

回答 4：本事業の申請要件として、「本事業において IT 導入支援事業者に登録されている事業者は対象外」なっておりますので、申請を行うことはできません。

ただし、昨年度以前の事業において登録しているが、今年度の事業において登録していない場合は、申請を行うことが可能です。

※詳しくは「公募要領」P.4～5 をご確認ください。

質問 5：リースは補助対象となりますか。

回答 5：事業実施期間中に支払いをすべて完了している必要がありますので、当補助金ではリースでの支払いは対象外となります。

質問 6：どのような経費が補助対象となりますか。

回答 6：IT 導入支援事業者によりあらかじめ事務局に登録された IT ツールの導入費が補助対象となります。

#### ①ソフトウェア製品／クラウドサービス

オンプレミス版・クラウド版のパッケージソフトウェアが補助対象となります。

- ・業務パッケージ
- ・効率化パッケージ
- ・汎用化パッケージ

#### ②オプション

ソフトウェアの導入に伴い、必要となる製品が補助対象となります。

- ・機能拡張
- ・データ連携ツール
- ・セキュリティ製品
- ・ホームページ関連費

#### ③役務

ソフトウェアの導入に伴い、必要となる役務が補助対象となります。

- ・導入コンサルティング

- ・導入設定・マニュアル作成・導入研修
- ・保守サポート

※詳しくは「公募要領」P.5～6をご確認ください。

**質問 7**： 交付申請の公募期間を教えてください。

**回答 7**： 交付申請の一次公募期間は

A 類型：2019 年 5 月 27 日（月）～2019 年 6 月 12 日（水）17：00 まで

B 類型：2019 年 5 月 27 日（月）～2019 年 6 月 28 日（金）17：00 までです。

交付申請の二次公募期間は

A・B 類型：2019 年 7 月 17 日（水）～2019 年 8 月 23 日（金）17：00 までです。

**質問 8**： 国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。

**回答 8**： 国の他の助成金・補助金との併用は不可です。

ただし、補助対象となる事業内容（サービス・ソフトウェア、経費等）が重複しない場合は申請が可能です。

**質問 9**： 交付申請時に必要な添付書類を教えてください。

**回答 9**： 法人の場合

- ・実在証明書：履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- ・事業継続確認書類：税務署の窓口で発行された平成 30～31(令和元)年中に納税された法人税の直近の納税証明書（「その1」もしくは「その2」）  
（電子納税証明書「納税証明データシート等」は認められません）  
をご提出ください。

個人事業主の場合

- ・本人確認書類：(有効期限内の) 運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票（発行から3ヶ月以内のもの）
- ・事業継続確認書類 1：税務署の窓口で発行された平成 30 年分の所得税の納税証明書（「その1」もしくは「その2」）  
（電子納税証明書「納税証明データシート等」は認められません）
- ・事業継続確認書類 2：平成 30 年（2018 年）分の確定申告書の控え  
をご提出ください。

**質問 10**： 個人事業主として交付申請を行う予定です。旧姓で事業を行っているため、添付書類と申請上の姓名が一致しませんが、どうすればいいですか。

**回答 10** : 交付申請で記載する姓名は本人確認書類に記載された姓名をご使用ください。  
事業継続確認書類 1、事業継続確認書類 2 と申請上の姓名に相違が出てしまう場合は、姓名の変更がわかる書類を本人確認書類と一緒に添付してください。

**質問 11** : 「法人の履歴事項全部証明書」「住民票」に有効期限はありますか。

**回答 11** : 3 ヶ月以内に発行した写しをご提出ください。

**質問 12** : 交付決定の通知はどのように行われるのでしょうか。

**回答 12** : 事務局から補助事業者担当者メールアドレス宛てに「交付決定」通知をメールでお送りいたします。あわせて、IT 導入支援事業者に対しても、補助事業者の交付決定に係る情報を通知します。  
なお、「交付決定通知」は「申請マイページ」よりダウンロードいただき、補助事業者において保存してください。

**質問 13** : 会社法人等番号と法人番号は同じものですか。

**回答 13** : 会社法人等番号と法人番号は別の番号となり、本補助金事業においては「法人番号」が必要となります。  
「法人番号指定通知書」記載の 13 桁の番号となりますので、ご注意ください。

**質問 14** : 個人事業主のため、法人番号がありません。どのように記載すればいいですか。

**回答 14** : 個人事業主の場合「法人番号」の記載は不要です。  
法人番号に代わり、個人事業主の生年月日をご登録いただく必要があります。

**質問 15** : 従業員数に役員は含まれますか。

**回答 15** : 交付申請の際の『申請者基本情報』にご入力いただく従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。  
ただし、「経営診断ツール」をご利用いただく際、仕様上『従業員数 0』と入力できないため、臨時の従業員のみを除き、事業主・法人の役員は従業員として計上してください。

**質問 16** : 従業員数にパートやアルバイトは含まれますか。

**回答 16** : 交付申請の際の『申請者基本情報』にご入力いただく従業員数および、「経営診断ツール」をご利用いただく際の従業員数は、正社員のみとなります。

**質問 17** : 自社の業種はどのように確認すればいいですか。

**回答 17** : 日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトの e-Stat より、ご自身の事業者が該当する大分類をご確認ください。  
また、公募要領 P.3 の表に当てはめて申請対象かをご判断ください。



<e-Stat>

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

**質問 18** : 自社の業種が複数となる場合、どの業種を記入すればいいですか。

**回答 18** : 複数の業種に分類される事業を行っている場合、直近の決算書において「売上高」が大きいものを主たる業種としてご判断ください。

**質問 19** : 独自指標の伸び率の基準を教えてください。

**回答 19** : 基本的に、独自指標の伸び率も労働生産性と同様「3年後の伸び率 1%以上、4年後の伸び率 1.5%以上、5年後の伸び率 2%以上またはこれらと同等以上の生産性向上」が基準となります。

**質問 20** : 交付申請の審査は、随時行うのでしょうか。

**回答 20** : 随時の審査ではございません。公募締切後、審査委員会による審査を行います。

**質問 21** : 事務局へ送信した交付申請の内容が誤っていたことに気付いたため、修正または削除したいのですが。

**回答 21** : 公募要領にも記載のとおり、一度ご提出いただいた内容は修正できません。また、交付申請の結果が公表されるまでは取下げもできません。

**質問 22** : 一次公募で不採択だった場合、二次公募で申請可能ですか。

**回答 22** : 一次公募で不採択の場合でも本補助金の補助対象者で要件を満たしている場合、二次公募での再申請は可能です。

**質問 23** : 事業実績報告とは何を報告するのでしょうか。

**回答 23** : 交付決定を受けた申請内容に基づき IT ツールの導入が完了しているか確認するものです。具体的には追って公開予定の「事業実績報告の手引き」にて説明致しますが、交付申請時と同様にポータル画面等による電子報告を予定しています。また、支払い証憑として補助事業者が支払ったことを示す書類(振込明細等)等の添付が必要となります。

**質問 24** : 事業計画書に記載した労働生産性向上や独自指標の目標が未達だった場合、交付が取り消されることがありますか。

**回答 24** : 基本的には、労働生産性向上や独自指標の目標が未達でも補助金の交付が取り消されることはありませんが、計画数値は達成できるよう事業を進めてください。  
※事業を実施していないことによる目標未達の場合は、補助金の交付取り消しとなる可能性もあります。

質問 25 : 「申請マイページ」とは何か教えてください。

回答 25 : 本事業において、補助事業者（中小企業・小規模事業者等）が各種申請等や各種手続き等を行うポータルサイトの呼称です。

補助事業者自身の「経営診断ツール」の結果確認、申請した事業者情報の変更、事務局からの通知や連絡を受け取ることができます。

質問 26 : 「法人インフォ」とは何か教えてください。

回答 26 : 法人番号や法人名から法人基本情報や企業の活動情報が検索できるサイトです。

質問 27 : 「経営診断ツール」とは何か教えてください。

回答 27 : 経済産業省が公開している、企業の「健康診断」を行うツール『ローカルベンチマーク』をもとに、本事業に合わせた内容で構成したツールです。

交付申請に必要な「事業計画」「数値指標」を作成する際の支援ツールとしてご利用いただけます。

質問 28 : 公募要領 P.4 申請要件（力）に記載されている「“第三者”による総括的な確認」とは何ですか。

回答 28 : 補助金の交付申請内容について、その確からしさを IT 導入支援事業者あるいは公認会計士や中小企業支援機関等に所属する者が担保する目的で行う確認を指します。

質問 29 : 「SECURITY ACTION」とは何か教えてください。

回答 29 : 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。  
本補助事業では、「SECURITY ACTION」の「★ 一つ星」または「★★ 二つ星」の宣言を要件とします。

< 「SECURITY ACTION」の概要説明 >

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/it-hojo.html>

< 「SECURITY ACTION」の「★ 一つ星」「★★ 二つ星」宣言 URL >

<https://security-shien.ipa.go.jp/security/entry/>

< 問い合わせ先：独立行政法人情報処理推進機構（IPA） >

T E L : 03-5978-7508

お問合せ時間：9:30～12:30、13:30～17:30 / 月曜～金曜

（土・日・祝日除く）

お問合せフォーム：

<https://security-shien.ipa.go.jp/security/inquiry/index.html>

質問 30 : 固定資産税ゼロの特例を措置した自治体とは何か教えてください。

**質問 30** : 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）に基づき、補助事業者が申請する各々の申請締切日までに、固定資産税ゼロの特例を措置（条例制定済や知事専決済）のものです。

なお、中小企業庁ホームページに掲載されている市区町村の他に、「自治体独自の方法で事業者に知らせる予定」としている市区町村も存在するため、掲載されていない市区町村の対応方針については、各自治体にお問い合わせください。

- ・ 生産性向上特別措置法における先端設備導入に伴う固定資産税ゼロの措置を講じた市町村

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

このうち、※がついている生産性向上特別措置法以外の制度により、減免措置を講じている自治体を除く。

- ・ 問い合わせ先：「公募要領」P.16 の表をご確認ください。

(※) 先端設備等導入計画の認定は不要であるが、先端設備等導入計画について問い合わせをする場合は法律の施行後は所在する自治体となるが、それまでは管轄の経済産業局へ問い合わせのこと。

**質問 31** : 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画とは何か教えてください。

**回答 31** : 地域未来投資促進法（平成 19 年法律第 40 号）は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを応援するものです。

地方公共団体が策定した基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業（※）計画を、都道府県が承認いたします。

※地域経済牽引事業の定義

①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業

<地域未来投資促進法の参照 URL>

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiikimiraitoushi.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)

- ・ 制度全体に関する問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム

電話：03-3501-1587

- ・ また、最寄りの経済産業局等でも御相談に応じています。

北海道経済産業局 地域未来投資促進室（総務企画部企画調査課内）

電話：011-709-1776

東北経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）

電話：022-221-4876

関東経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業立地支援課内）

電話：048-600-0272

中部経済産業局 地域未来投資促進室

東海担当（地域経済部地域振興課内）

電話：052-951-2716

北陸担当（電力・ガス事業北陸支局地域経済課内）

電話：076-432-5518

近畿経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域開発室内）

電話：06-6966-6012

中国経済産業局 地域未来投資促進室（産業部産業振興課内）

電話：082-224-5638

四国経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部新規事業室内）

電話：087-811-8516

九州経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業支援課内）

電話：092-482-5435

内閣府沖縄総合事務局 地域未来投資促進室（経済産業部企画振興課内）

電話：098-866-1727

**質問 32**：「地域未来牽引企業」とは何か教えてください。

**回答 32**：経済産業省において、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業の担い手の候補として、「地域未来牽引企業」を平成 29 年 12 月に 2,148 社、平成 30 年 12 月に 1,543 社選定されております。選定された「地域未来牽引企業」は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を更に積極的に展開されること、または、今後取り組まれることが期待されています。

<地域未来牽引企業の一覧の参照 URL>

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiiki\\_kenin\\_kigyou/chiikimirai\\_all.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/chiikimirai_all.pdf)

・問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室

電話：03-3501-1587

**質問 33**：「おもてなし規格認証 2019」の認定の取得は必須ですか。

**回答 33**：必須ではありません。

申告いただく場合、「おもてなし規格認証 2018」の認証取得は評価しないため、「おもてなし規格認証 2019（紅、金、紺、紫認証のいずれか）」の認証を取得す

る事業者のみご申告ください。ただし、2018年に金、紺、紫認証を取得し、当該認証が交付申請時に有効期限内である場合は有効期限内の登録番号を交付申請時にご申告ください。

<おもてなし規格認証ホームページ>

<https://www.service-design.jp/>

**質問 34** : 「クラウドを利用した IT ツール導入の検討」とは何か教えてください。

**回答 34** : 2018年6月7日各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議で決定された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」のクラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドツールの導入を促進しております。

<政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針参照 URL>

[https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud\\_%20policy.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud_%20policy.pdf)

**質問 35** : HP制作は補助対象にならないのですか。

**回答 35** : ホームページは、業務パッケージとの有機的な連携によって直接売上に貢献することで、本補助金の目的である業務プロセスの改善(業務の質の向上と効率化)に結びつくものと考えます。その為ホームページ制作関連の経費は、業務パッケージと連携することを前提としたものでなければなりません。

◆例外について

- ・ホームページの中でもECサイトについては顧客・販売・在庫管理など幅広い業務プロセスをカバーし、高い生産性の向上を望めるものに限りソフトウェアとして登録が可能です。その場合、プロセスの選択は保有する機能を元に選択をしてください。

**質問 36** : 補助対象となるITツールは新規導入のみですか。

**回答 36** : 新規でITツールを導入する場合のみ補助対象となります。

これまでに全く導入されていなかった機能のITツールを導入するか、新規にITツールを導入したのち、既存のITツールを使わなくなる状況が補助の対象となります。

また、平成29年度補正の同事業で導入したITツールと同じ機能を持つITツールの導入を行いたい場合は以下を申請時にご確認いただくこととなります。

- ・申請時点で昨年度までに導入したITツールが納品から1年以上経過している
- ・継続利用(2年目、3年目)のための利用料としてではなく、今年度の交付決定以降に新規で結ばれる契約に基づく導入である
- ・従業員が増えたため、単純に利用するアカウント数をオプション的に増やすと

というような導入方式でない

- ・前回の導入時とは別拠点での利用であったり、別部署での利用のための導入であり、新規の契約、導入であること

**質問 37**：携帯電話番号の登録が必須なのは何故ですか。また、事務局からはどのような連絡がくるのでしょうか。

**回答 37**：登録された携帯電話番号宛にショートメッセージサービス（SMS）にて、申請に必要なパスワードなどの通知を行います。また、事務局から連絡を入れる場合もあります。

**質問 38**：社会福祉法人の場合は、資本金欄に何を入力すればいいですか。

**回答 38**：会社基本情報の資本金欄には、基本金を資本金と読み替えることとして「第一号基本金」「第二号基本金」「第三号基本金」の合計金額をご記載ください。